

## 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

## 規則

- 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 (市町村課) 一
- 青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (共同参画社会推進課) 一
- 医学生修学資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則 (医療整備課) 二
- 宮城県高等看護学校規則の一部を改正する規則 ( ) 三
- 衛生技術者養成施設授業料減免等に関する規則の一部を改正する規則 ( ) 三
- 大麻取締法施行細則の一部を改正する規則 ( ) 三
- 職業能力開発学校規則の一部を改正する規則 ( ) 六
- 都市計画法施行細則の一部を改正する規則 (産業人材対策課) 七  
(建築宅地課) 八

## 規則

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第二十号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則(平成十四年宮城県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第九項中、「第二十六条」を、「第二十七条」に改め、同条第十九項中、「第二十八条」を、「第二十九条」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第十一条第十九項の改正規定は、公布の日から施行する。

青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第二十一号

青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

青少年健全育成条例施行規則(昭和五十二年宮城県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「(有害特定がん具類とする物品)」に改める。

第十条中、「第二十六条」を、「第二十七条」に、「第二十五条」を、「第二十六条」に、「特定がん具等自動販売機等」を、「特定がん具類自動販売機等」に、「特定がん具等取扱業者」を、「特定がん具類取扱業者」に、「特定がん具等管理者」を、「特定がん具類管理者」に改める。

第十一条中、「第二十八条第二項」を、「第二十九条第二項」に改める。

様式第八号中、「特定がん具等自動販売機等設置届出書」を「特定がん具類自動販売機等設置届出書」に、「特定がん具等自動販売機等」を「特定がん具類自動販売機等」に、「第26条」を「第27条」に、「特定がん具等自動販売機等の」を「特定がん具類自動販売機等の」に、「特定がん具等の」を「特定がん具類の」に、「特定がん具等自動販売機等管理者」を「特定がん具類自動販売機等管理者」に改める。

様式第九号中、「特定がん具等自動販売機等届出事項変更届出書」を「特定がん具類自動販売機等届出事項変更届出書」に、「特定がん具等自動販売機等の」を「特定がん具類自動販売機等の」に、「第26条」を「第27条」に改める。

様式第十号中、「特定がん具等自動販売機等廃止届出書」を「特定がん具類自動販売機等廃止届出書」に、「特定がん具等自動販売機等の」を「特定がん具類自動販売機等の」に、「第26条」を「第27条」に改める。

様式第十一号中、「特定がん具等自動販売機等届出済証再交付申請書」を「特定がん具類自動販売機等届出済証再交付申請書」に、「第26条」を「第27条」に、「特定がん具等自動販売機等の」を「特定がん具類自動販売機等の」に改める。

様式第十三号を次のように改める。

様式第13号(第10条関係)

特定がん具類自動販売機等表示票	
特定がん具類 取扱業者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
特定がん具類 自動販売機等管理者	住所 氏名 電話番号
設置年月日	

様式第十四号中「第38条に」を「第39条に」し、「第38条 知事は」を「第39条 知事は」し、「特定がん具等自動販売機等」を「特定がん具類自動販売機等」し、「特定がん具等取扱業者」を「特定がん具類取扱業者」し、「第40条」を「第41条」し、「第38条第1項」を「第39条第1項」し改む。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行す。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に表示され、又は交付されている改正前の青少年健全育成条例施行規則の規定による特定がん具等自動販売機等表示票又は立入調査員証明書は、それぞれ改正後の同規則の規定による特定がん具類自動販売機等表示票又は立入調査員証明書とみなす。

医学学生修学資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十二号

医学学生修学資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則

医学学生修学資金等貸付条例施行規則(平成十七年宮城県規則第六十八号)の一部を次のように改正す。

第三条第二項中「かわらず、」の下に「大学院生修学資金の貸付けの期間にあつては標準修業年限を、」を加え、「期間は、」を「期間にあつては、」に改め。

第四条の表大学生修学資金の項中

四 その他知事が必要と認める書類

を

四 申請書の保証人の欄に押印した保証人の印鑑に関する証明書(住所地の市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長とする。)が作成するものに限る。以下「印鑑登録証明書」といふ。)

に改め、同表大学院生修学

資金の項及び研修資金の項中

四 その他知事が必要と認める書類

を

「 四 申請書の保証人の欄に押印した保証人の印鑑登録証明書  
その他知事が必要と認める書類」 に改める。

第十三条第八号を第九号と、「第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の号を加える。

一 大学の課程において同一の学年を重ねて履修するようになった者。

様式第一号及び様式第三号中「4 その他知事が必要と認める書類」を「4 保証人の欄に押印した保証人の印鑑登録証明書」と改める。  
「5 その他知事が必要と認める書類」を「5 保証人の欄に押印した保証人の印鑑登録証明書」と改める。

様式第六号中「4 その他知事が必要と認めた書類」を「4 保証人の欄に押印した保証人の印鑑登録証明書」と改める。  
「5 その他知事が必要と認める書類」を「5 保証人の欄に押印した保証人の印鑑登録証明書」と改める。

様式第八号中  
「 変更年月日 年 月 日 年 月 日」 を

「 変更年月日 年 月 日」 と改める。

添付書類  
新保証人の欄に押印した保証人の印鑑登録証明書」

様式第六号中「月 日から 年 月 日」を「月 日から 医学士修学資金等貸付の  
条例施行規則」と改める。  
期間が終了する月」と改める。

様式第十三号中  
「 年 月から 年 月 日 年 月 日」 を

「 年 月から 年 月 日 年 月 日」 と改める。

備考 保証人の印鑑は、貸付金の申請時に提出した印鑑登録証明書により証明された印鑑を押印してください。

附 則  
(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の医学生修学資金等貸付条例施行規則の規定(様式第九号を除く。)は、この規則の施行の日以後の申請に係る修学資金等の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る修学資金等の貸付けについては、なお従前の例による。

宮城県高等看護学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十三号

宮城県高等看護学校学則の一部を改正する規則

宮城県高等看護学校学則(昭和四十四年宮城県規則第六号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び入学審査手数料」を、「入学者選抜手数料及び入学金」と改める。

第十一条中「入学審査手数料」を、「入学者選抜手数料」と改める。

第十六条第三項中「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則」を、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十年厚生労働省令第四十二号)第二条の規定による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則」に、「掲げる科目( )」を、「定める科目又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号)別表第四人間と社会の項若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年文部科学省令第二号)別表第四人間と社会の項に定める教育の内容の科目であつて、」に改め、「に限る。」を削る。  
第六章の章名を次のように改める。

第六章 授業料、入学者選抜手数料及び入学金

第二十三条の見出しを、「授業料、入学者選抜手数料及び入学金」に改め、同条中「及び入学審査手数料」を、「入学者選抜手数料及び入学金」に、「その」を、「これらの」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第十六条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

衛生技術者養成施設授業料減免等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十四号

衛生技術者養成施設授業料減免等に関する規則の一部を改正する規則

衛生技術者養成施設授業料減免等に関する規則（平成八年宮城県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

衛生技術者養成施設の授業料等の減免等に関する規則

第一条中「第五条第三項及び」の下に「第六項並びに」を、「授業料」の下に「及び入学金」を加え、「同条例第五条第二項」を「授業料にあつては同条例第五条第二項、入学金にあつては同条例第五項」に改める。

第二条第一項中「授業料」の下に「又は入学金」を加え、同条第三項中「授業料」の下に「又は入学金」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定により入学金の徴収期限を変更し、又は分割して徴収する場合の入学金を納付すべき期限は、徴収期限から一月を経過した日とする。

第四条第一項中「各期ごと」を削り、「授業料」の下に「又は入学金」を加え、同条第二項中「前項の」の下に「授業料の」を、「による」の下に「授業料の減免に係る」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第一項の規定による入学金の減免の額は、当該入学金の額の全額、半額又は四分の一に相当する額とする。

第五条第一項中「授業料の」を「授業料又は入学金の」に、「授業料徴収期限変更申請書」を「授業料等徴収期限変更申請書」に、「授業料分割納付申請書」を「授業料等分割納付申請書」に、「授業料減免申請書」を「授業料等減免申請書」に改める。

第六条中「授業料の」を「授業料又は入学金の」に、「授業料減免等事由消滅届」を「授業料等減免等事由消滅届」に改める。

第七条第一項中「授業料の」を「授業料又は入学金の」に、「減免をした額又は徴収期限の変更若しくは分割徴収の措置」を「減免等の措置の全部又は一部」に、同項第一号中「授業料減免申請書等」を「授業料等徴収期限変更申請書その他の第五条第一項の規定による申請に係る書類」に改め、同条第三項中「授業料を」を「授業料又は入学金を直ちに」に改める。

第八条中「授業料」の下に「及び入学金」を加える。  
様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

様式第一号（第5条関係）

授業料等徴収期限変更申請書

年 月 日

施設長 殿

申請者（ 科， 学年）  
氏 名  
（本人署名又は記名押印）  
保護者住所  
氏 名

次のとおり授業料等の徴収期限の変更を承認されるよう申請します。

期 別	年 月 日	変 更 後 の 徴 収 期 限	摘 要
入 学 金	年 月 日		
第 1 期	年 月 日		
第 2 期	年 月 日		
第 3 期	年 月 日		
第 4 期	年 月 日		
変更を必要とする理由			

様式第2号(第5条関係)

授業料等分割納付申請書

年 月 日

施設長 殿

申請者(科, 学年)  
氏 名  
(本人署名又は記名押印)  
保護者住所  
氏 名

印

次のとおり授業料等を分割して納付したいので,承認されるよう申請します。

人 学 金	納 期	金 額	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	分 額
納	月 日	円	月 日	月 日	月 日	月 日	円
	月 日	円	月 日	月 日	月 日	月 日	円
	月 日	円	月 日	月 日	月 日	月 日	円
授 業 料	1 期	分 額	納 期	金 額	納 期	金 額	分 額
第 1 期	月 日	円	月 日	円	月 日	円	円
第 2 期	月 日	円	月 日	円	月 日	円	円
第 3 期	月 日	円	月 日	円	月 日	円	円
第 4 期	月 日	円	月 日	円	月 日	円	円
納	期	金 額	納 期	金 額	納 期	金 額	分 額
月 日	月 日	円	月 日	円	月 日	円	円
月 日	月 日	円	月 日	円	月 日	円	円
月 日	月 日	円	月 日	円	月 日	円	円

分割を必要とする理由

様式第3号(第5条関係)

授業料等減免申請書

年 月 日

施設長 殿

申請者(科, 学年)  
氏 名  
(本人署名又は記名押印)  
保護者住所  
氏 名

印

次のとおり授業料等の減免を受けたいので,承認されるよう申請します。

減免を受けようとする金額	人 学 金	円
授 業 料	人 学 金	円
減免を受けようとする期間	授 業 料	年 月 日から 年 月 日まで
減 免 事 由 発 生 年 月 日	授 業 料	年 月 日
減免の事由	授 業 料	年 月 日

様式第五号中「投業料減免等事由消滅届」を「投業料等の減免等事由消滅届」とし、「投業料の」を「投業料等の」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

大麻取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村井 嘉 浩

○宮城県規則第二十五号

大麻取締法施行細則の一部を改正する規則

大麻取締法施行細則(平成二十二年宮城県規則第百八号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第七条」を「第八条」に、「様式第七号」を「様式第八号」に改め、同条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

(免許証の書換え交付の申請書)

第八条 条例第七条第二項の申請書は、大麻取扱者免許証書換え交付申請書(様式第七号)とする。

様式第四号中「大麻取扱者死亡(解散)届」を「大麻取扱者死亡等届」と改める。

様式第七号中「様式第七号(第8条関係)」を「様式第七号(第9条関係)」に改め、同様式を様式第八号とし、様式第六号の次に次の一様式を加える。

様式第七号(第8条関係)

大麻取扱者免許証書換え交付申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

下記のとおり、免許証の書換え交付を申請します。

免 許 の 種 類	免 許 証 の 番 号	免 許 年 月 日	年 月 日	研 究 施 設 ( 裁 培 地 )	所 在 地	名 称	変 更 前		変 更 後	
							変 更 内 容	変 更 考 慮	変 更 年 月 日	変 更 年 月 日

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 免許証を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、様式第四号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 改正前の大麻取締法施行細則の規定による様式第四号は、当分の間、改正後の大麻取締法施行細則の規定によるものとみなす。

職業能力開発学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十六号

職業能力開発学校規則の一部を改正する規則

職業能力開発学校規則(昭和四十九年宮城県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び入学金」を、「、入学者選抜手数料、入学金及び証明手数料」に改める。

「第五章の二 授業料及び入学金」を、「第五章の二 授業料、入学者選抜手数料、入学金及び証明手数料」に改める。

第十四条の三の見出しを「(授業料等の額等)」に改め、同条中「及び入学金」を、「、入学者選抜手数料、入学金及び証明手数料」に改める。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号(第10条関係)

区分 普通(推薦・一般)、短期

受験番号

入 学 願 書

写真はり付け欄  
正面上半身  
撮影3か月以内  
縦4cm×横3cm  
(写真の裏面に  
氏名を記入)

年 月 日

宮城県立 高等技術専門校長 殿

貴校に入学したいので、関係書類を添えて出願します。

第一希望科名	科	第二希望科名(推薦の場合は、記入不要)	場	科
--------	---	---------------------	---	---

ふりがな氏名	本人の自署	性別	男・女
--------	-------	----	-----

生年月日	年 月 日	生 日	( )歳
------	-------	-----	------

ふりがな 現住所	〒	電話( )	( )
-------------	---	-------	-----

合否の連絡先 (現住所と異なる場合)	〒	電話( )	( )
-----------------------	---	-------	-----

最終学歴	学 校 名	学 科 名	卒 業 等 年 月 日	卒 業 中 退 日 卒 業 見 込
------	-------	-------	-------------	-------------------------

職歴の有無(推薦の場合は、記入不要)	有・無
--------------------	-----

未成年の場合の保護者記入欄

ふりがな氏名	保護者の自署	本人との関係
ふりがな住所	〒	

の欄は記入しないこと。

収入証紙はり付け欄  
(普通課程の入学志願者のみ入学者選抜手数料の額に)  
相当する額の収入証紙をはり付けてください。

公共職業安定所記入欄

取扱い公共職業安定所名	雇用 保 険 受 給 資 格	無	有	受給中・手続中・未手続	受印
-------------	----------------	---	---	-------------	----

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十七号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（平成十二年宮城県規則第四百十八号）の一部を次のように改正する。

様式第二十七号中「 開発行為又は建築等に関する証明書の交付申請書 」を

収入証紙  
貼付欄  
に改める。

開発行為又は建築等に関する証明書の交付申請書

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。